# 本号で公布された法令のあらまし

◇**地域再生法の一部を改正する法律**（法律第一二八号）（内閣官房）

1　地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案をすることができることとした。（第四条の三関係）

2　(一)　地域再生計画の記載事項の追加等

地域再生計画に記載することができる事項について、次に掲げるものを追加することとした。

(1)　地域における農林水産業の振興に資するものとして政令で定める地域農林水産業振興施設を整備する事業に関する事項（第五条第四項第四号関係）

(2)　構造改革特別区域法（平成一四年法律第一八九号）第二条第二項に規定する特定事業（同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項（第五条第四項第五号関係）

(3)　中心市街地の活性化に関する法律（平成一〇年法律第九二号）第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置（同条第一項に規定する基本計画が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項（第五条第四項第六号関係）

(4)　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成一九年法律第四〇号）第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業（同条第一項に規定する基本計画が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項（第五条第四項第七号関係）

(二)　地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請に当たっては、内閣総理大臣に対し、その認定を受けて実施しようとする地域再生を図るために行う事業等に係る補助金の交付その他の支援措置の内容並びに当該事業等に関する規制を定めた規定の解釈並びに当該支援措置及び当該規定が適用されるか否かについて、その確認を求めることができることとした。（第五条第一一項～第一四項関係）

3　都市再生整備計画等の提出

(一)　地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請をしようとするときは、併せて都市再生特別措置法（平成一四年法律第二二号）第四六条第一項の規定により作成した都市再生整備計画等を提出することができることとした。（第六条の二第一項関係）

(二)　内閣総理大臣は、都市再生整備計画等の提出があったときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施による地域再生の実現に与える影響を考慮して、地域再生計画の認定を行うこととした。（第六条の二第二項関係）

(三)　都市再生整備計画等の提出を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、当該計画の主務大臣にその写しを送付することとし、当該大臣が当該計画の写しの送付を受けたときは、それぞれ当該計画について当該大臣への提出又は送付があったものとみなすこととした。（第六条の二第三項及び第四項関係）

4　認定地域再生計画に関する調整等

(一)　認定地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合においては、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の事務の調整を行うことを要請することができることとした。（第一〇条の二第一項関係）

(二)　内閣総理大臣は、(一)の要請があった場合において、必要があると認めるときは、必要な調整を行うこととした。（第一〇条の二第二項関係）

(三)　内閣総理大臣は、認定地域再生計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができることとした。（第一〇条の二第三項関係）

5　2の(一)の(1)の事業が記載された地域再生計画の認定を受けた市町村は、協議会での協議を経て、地域農林水産業振興施設の整備に関する計画を作成することができることとし、当該計画について都道府県知事の同意を得たときは、当該施設の用に供する農地の転用の許可等の特例措置を講ずることとした。（第一七条の二～第一七条の四関係）

6　構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例

(一)　2の(一)の(2)の事業が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画の認定があったものとみなすこととした。（第一七条の五関係）

(二)　2の(一)の(3)の事業及び措置が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る2の(一)の(3)の基本計画の認定があったものとみなすこととした。（第一七条の六関係）

(三)　2の(一)の(4)の事業が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る2の(一)の(4)の基本計画の同意があったものとみなすこととした。（第一七条の七関係）

7　地域再生推進法人の指定の対象要件に、地域再生の推進を図る事業を行うことを目的とする会社であって政令で定める要件に該当するもの等を追加することとした。（第一九条第一項関係）

8　地方公共団体の長は、地域再生計画の作成等又は地域再生を図るために行う事業の実施等のため必要があるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府の職員の派遣を要請し、又は関係行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができることとした。（第三四条及び第三五条関係）

9　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

---

◇**裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第一二九号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行うこととした。（第一条関係）

2　一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行い、所要の経過措置を定めることとした。（第二条及び附則第三条関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、2は平成二七年四月一日から施行し、1は平成二六年四月一日から適用することとした。

---

◇**検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第一三〇号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うこととした。（第一条関係）

2　一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行い、所要の経過措置を定めることとした。（第二条及び附則第三条関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、2は平成二七年四月一日から施行し、1は平成二六年四月一日から適用することとした。

---

◇**銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律**（法律第一三一号）（警察庁）

1　練習射撃場の制度の拡充

(一)　空気銃に係る練習射撃場の制度の新設

空気銃に係る練習射撃場の制度を新設し、当該練習射撃場において、空気銃の所持の許可を受けた者、年少射撃資格者等が射撃練習を行うことができることとした。（第九条の九及び第九条の一〇関係）

(二)　年少射撃資格者が練習射撃場において射撃練習を行う場合の措置

練習射撃場を管理する者は、年少射撃資格者が当該練習射撃場において空気銃の射撃練習を行おうとするときは、その指導を行う者を、練習射撃指導員のうちから指名しなければならないこととした。（第九条の一一関係）

2　(一)　年少射撃資格者の年齢の要件の緩和

年少射撃資格者の下限年齢の引下げ

年少射撃資格者の下限年齢を一四歳から一〇歳に引き下げることとした。（第九条の一三関係）